

第6章 母子保健計画

1. 母子保健計画の背景及び趣旨

国の「健やか親子 21」において、「すべての子どもが健やかに育つ社会」をめざし、妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、関係機関・団体等をはじめ国民が一体となって取り組みを進めてきました。令和5年度以降は、成育医療等基本方針に基づき、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い取り組みを推進しています。

①健康寿命の延伸②早世の予防③親と子が健やかであるという、めざす目標を実現するために妊娠期から取り組むべき対策として、低出生体重による出生の予防が重要であることから、母子保健計画においては、指標を「全出生数中の低出生体重児の割合」とします。

そして、めざす目標を実現するための基本方針を

- (1) 安全安心に妊娠・出産ができる
- (2) すべての子どもが望ましい生活習慣を身につけ健やかに育つ
- (3) 安全安心な子育てができる

とします。

ライフステージに特有な健康づくりにおいて、母子保健の取組が重要です。

妊娠期は、母体の健康状態、生活環境が胎児の成長に直接影響する時期であることから、妊娠期の健康保持のための生活習慣が大切です。将来の健康や特定の病気のかかりやすさは、胎児期や生後早期の環境を強く受けて決定されると言われています。

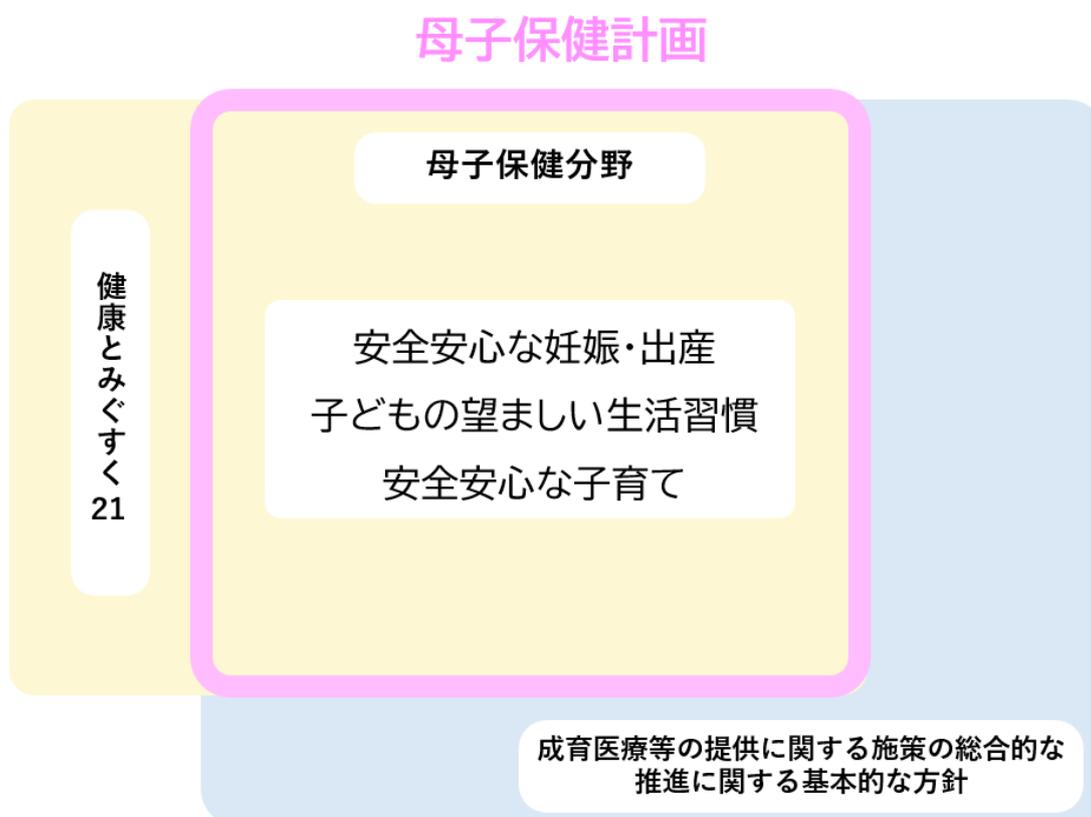
本市では、低出生体重児（2,500g未満）で生まれる割合が10～12%前後で推移しており、国（約9%）より高くなっています。低出生体重児は、発達の遅れ、将来の肥満、心疾患等の生活習慣病のリスクが高くなります。母体側の背景要因である高血圧、やせ、喫煙に関しては、妊娠前から母親の健康づくりによる予防が重要です。

乳幼児期は、心身の健やかな成長と人格形成において重要な時期であり、保護者、周囲の大人が子どもの成長発達について正しく理解し、子どもが望ましい生活習慣を形成できるよう関わることが必要です。

子育て世代が必要としている支援につながり、安心して子育てできるよう、地域社会と連動した切れ目のない支援体制の構築を目指します。

2. 母子保健計画の位置づけ

母子保健計画は、母子保健法、児童福祉法、こども・子育て支援法、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（成育基本法）に基づく、市町村成育医療保健に関する計画であり、「健やか親子 21（第2次）（平成27年～令和6年）」「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（成育基本方針）（令和5年3月）」「こども・子育て支援事業計画（令和6年～令和11年）」を踏まえて母子保健事業を推進するものです。



3. 母子保健計画の基本方針及び施策の展開

本市では、以下の3つの基本方針を定め、これに基づく施策の展開を図っていきます。

基本方針 1 安全安心に妊娠・出産ができる

基本方針 2 すべての子どもが望ましい生活習慣を身につけ健やかに育つ

基本方針 3 安全安心な子育てができる

基本方針 1 安全安心に妊娠・出産ができる

安全安心に妊娠・出産を迎えるためには、これから親になる世代の健康状態が改善でき、妊婦の健康状態が良好であること、出産後の産婦の健康状態が良好であることが必要です。

そのために、性や妊娠に関する正しい知識を身に付け健康管理を行うこと、妊娠期の食事や生活リズム、喫煙や飲酒の害、歯周病の予防等、妊婦とその家族が規則正しい生活習慣を確立できるよう支援します。また、産後は心身の健康状態を把握し、困った時に相談できる窓口の情報提供を行い、必要な支援につながるよう支援します。

	市の取組
1	妊娠 11 週までの妊娠届出と妊婦健診費用助成の周知
2	妊婦健診の受診勧奨
3	妊娠届出時に面談等を行い、妊娠の身体的・精神的・社会的状況について把握し、必要な支援を実施（妊婦等包括相談支援事業）
4	妊娠届出時に、健康や栄養についての知識の普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期の食生活についての情報提供 ・妊娠期、授乳期の飲酒がもたらす児への影響に関する情報提供 ・歯周病と低体重児出生の関連についての情報提供 ・妊婦と胎児にとって「望ましい体重増加」について情報提供 ・喫煙・受動喫煙が及ぼす影響や禁煙外来に関する情報提供 ・「母性健康管理指導事項連絡カード」について情報提供を行い、働く妊婦の支援を行う
5	妊娠中の口腔の健康保持・増進について保健指導・妊婦歯科健康診査を実施
6	妊娠中の保健指導において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える
7	支援が必要な里帰り出産する方について、里帰り先の市町村及び医療機関と情報共有・連携

8	妊娠・出産・育児で支援が必要な方の関連機関（精神科医療機関含む）との連携
9	流産・死産をされた方の情報を把握する体制整備
10	出生届出時、赤ちゃん訪問時、乳幼児健診時に、産婦・乳幼児・家族の身体的・精神的・社会的状況について把握し、必要な支援を実施
11	妊婦と家族へ、妊娠・出産・育児で困った時の相談窓口（こども家庭センター等）の周知
12	産婦健診の受診勧奨
13	産婦の健康や栄養についての知識の普及・啓発 ・産後の食生活についての情報提供 ・血圧や血糖値有所見者への情報提供・受診勧奨
14	産後の母子へ産後ケアの実施
15	包括的な性教育についての知識の普及・啓発 ・男女ともに将来の妊娠に向けた健康づくりについての情報提供 ・健康的な食生活についての情報提供 ・家族計画についての情報提供 ・妊産婦健診有所見者への保健指導・栄養指導・支援体制の整備

基本方針 2 すべてのこどもが望ましい生活習慣を身につけ健やかに育つ

乳幼児期は、心と体の基礎を形成する大切な時期です。すべてのこどもが望ましい生活習慣を身につけ健やかに育つためには、乳幼児期から規則正しい生活習慣・食生活を確立し、予防接種等による感染症予防、大人によるこどもの口腔ケアの実施が必要です。

	市の取組
1	乳幼児健診の受診勧奨
2	乳幼児健診時に栄養指導・保健指導を全数に実施 <ul style="list-style-type: none"> ・生活リズムについての情報提供 ・受動喫煙の影響と禁煙外来の情報提供 ・テレビやスマホ等の長時間視聴がこどもの発育・発達に与える影響の情報提供 ・遊びの場として子育て支援センターの周知・子育て情報パンフレットの配布
3	発達支援について、乳幼児健診での把握・早期の支援につなげる
4	健診未受診者の発達・発育について把握し、必要な支援につなげる
5	乳児の保護者へ離乳食教室を通じた児の規則正しい食生活、リズム、食べる機能の発達について情報提供
6	乳幼児健康診査後のフォロー体制がある（精密検査受診後の児について、その後の治療の状況を確認している）
7	乳幼児健診時に、歯科健診・歯科保健指導・フッ素塗布を全数に実施
8	2歳児歯科健診・フッ素塗布を実施
9	予防接種勧奨及び感染症予防についての情報提供と接種勧奨

基本方針 3 安全安心な子育てができる

こどもが安全安心に過ごすためには、保護者が心身ともに健康であること、適切な育児環境の中で生活することが必要です。

妊産婦は、妊娠、出産、産後の期間に様々な不安や負担を抱えることや、ホルモンバランスの乱れ、環境の変化などで心身のバランスを崩しやすく、うつ病の発症など、メンタルヘルスに関する問題が生じやすい状況にあります。妊産婦のメンタルヘルスの不調は、本人のみならず、こどもの心身の発達にも影響を及ぼし、養育不全等のリスクにもなることから、妊娠期から家族で出産・育児について話し、周囲のサポートを得ること、身近な相談先へ、必要な時に支援を求めることが大切です。

また、保護者が、心身ともにゆとりのある子育てができるよう、こどもの発達過程を理解すること、発達に課題のあるこどもと保護者が支援につながり、こどもの育てにくさを感じた時に対処できることが必要です。

そのために、身近な相談窓口の情報提供を行い、妊娠期からの切れ目ない包括的な支援を行います。

市の取組	
1	(再掲) 妊娠届出時に面談等を行い、妊娠の身体的・精神的・社会的状況について把握し、必要な支援を実施
2	(再掲) 妊娠中の保健指導において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている
3	妊婦健診の未受診者を把握し、支援する体制がある
4	(再掲) 支援が必要な里帰り出産する方について、里帰り先の市町村及び医療機関と情報共有・連携する
5	(再掲) 妊娠・出産・育児で支援が必要な方の関連機関（精神科医療機関含む）との連携
6	(再掲) 流産・死産をされた方の情報を把握する体制整備
7	(再掲) 妊婦と家族、乳幼児の保護者へ妊娠・出産・育児で困ったときの相談窓口（こども家庭センター等）の周知
8	(再掲) 出生届出時、赤ちゃん訪問時、乳幼児健診時に、産婦・乳幼児・家族の身体的・精神的・社会的状況について把握し、必要な支援を実施
9	(再掲) 産婦健診の受診勧奨
10	(再掲) 産後の母子へ産後ケアの実施
11	(再掲) 乳幼児健診の未受診者を把握し、支援する体制がある
12	地域子育て支援拠点事業の実施
13	身近な相談窓口としての子育て支援センター等の周知・子育て情報パンフレットの配布
14	父親の育児参加に関する情報提供
15	母子保健推進員の養成・育成

豊見城市 母子保健計画

豊見城市の取組		市民の皆さんに取り組んでほしいこと		心身の状態の指標		基本方針	
1	妊婦11週までの妊婦届出と妊婦健診費用助成の周知	妊婦11週までに妊婦届出を 行い、妊娠・出産・子育ての見 通しを保健師と立てる	指標 妊婦11週以内の妊婦届出率	心身の状態	指標 妊婦健診における貧血の割合 (Hb10.9g/dl以下)	めざす目標	●健康寿命の 延伸 平均寿命 の増加分 と 健康寿命 の増加分 の差
2	妊婦健診の受診勧奨	妊婦健診を定期的に行う	妊婦届出後の未受診者の把握をする	1	妊婦健診における高血圧の割合 (収縮期140mmHg以上)	●早世の予防 (65歳未満死 亡)	20~64 歳の 死亡者の 全国との 差 (生弁表)
3	妊婦届出時に面談等を行い、妊娠の身体的・精神的・社会的状況につ いて把握し、必要な支援を実施(妊婦等包括相談支援事業)	妊婦と胎児の健康のため、定 期的に妊婦健診を受け、適正 な体重増加、望ましい食生活・ 生活習慣を実践する	妊婦の期食欠食率 主食・主食・副菜を組み合わせた食 事を1日2回以上は毎日食べてい る妊婦の割合	2	妊婦健診における高血圧の割合(血 糖値100mg/dl以上)	●親と子が健 やかである	低出生 体重児 の割合
4	妊婦届出時に、健康や栄養についての知識の普及・啓発 ・妊婦期の食生活についての情報提供 ・産後・授乳期の飲酒がもたらす見入りの影響に関する情報提供 ・歯周病と低出生体重児の関連についての情報提供 ・妊婦と胎児にとって望ましい体重増加についての情報提供 ・喫煙・受動喫煙が及ぼす影響や禁煙外来に関する情報提供 ・「胎性健康増進管理指導事項連絡カード」について情報提供を行い、働 く妊婦の支援を行う	飲酒が赤ちゃんの発育に影響 を及ぼすことを理解し、妊娠 中・授乳中は飲酒をしない	妊婦中に飲酒している妊婦の割合	1	妊婦健診における高血圧の割合(血 糖値126mg/dl以上)		
5	妊婦中の口腔の健康保持・増進について保健指導・妊婦歯科健診 を実施	歯科医療機関を受診し、歯周 病によるリスクを減らす	妊婦の歯科健診受診率	2	妊婦による 歯周病の発 症を予防で きる者の割合		
6	妊娠中に産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える 支援が必要な里帰り出産する方について、里帰り先の市町村及び医 療機関と情報共有・連携	妊婦・パートナーの喫煙を減 らす	妊婦の喫煙率(乳児健診(前期)) 妊婦の喫煙率(乳児健診(前 期))	3	産婦健診における高血圧の割合 140以上		
7	妊婦・出産・育児で支援が必要な方の関連機関(精神科医療機関含 む)との連携	産後の心身の状態を把握し、 必要な支援につながっている	産後のケア事業利用率	3	産婦健診における高血圧の割合90 以上		
8	出産・死産をされた方の情報を把握する体制整備	妊婦・出産・育児で困った時に 相談できる窓口を知っている	妊婦出産に伴うメンタル不調の相談 が来ている者の割合	4	産婦健診でEPDS9点以上の割合		
9	出生届出時、赤ちゃん訪問時、乳幼児健診時に、産婦・乳幼児・家族の 身体的・精神的・社会的状況について把握し、必要な支援を実施 センター等)の周知	妊婦・出産・育児で困った時に 相談できる窓口を知っている	妊婦・出産・育児で困った時に 相談できる者の割合	4	これから 親になる 世代の健 康状態が 改善でき ている		
10	産婦健診の受診勧奨	妊婦・出産・育児で困った時に 相談できる者の割合	妊婦・出産・育児で困った時に 相談できる者の割合	4	非妊娠時のやせ(BMI18.5未満) の割合		
11	産婦の健康や栄養についての知識の普及・啓発 ・産後の食生活についての情報提供 ・血圧や血糖値有見者への情報提供・受診勧奨	妊婦・出産・育児で困った時に 相談できる者の割合	妊婦・出産・育児で困った時に 相談できる者の割合	4	非妊娠時の肥満(BMI25以上)の 割合		
12	産後の母子へ産後ケアの実施	妊婦・出産・育児で困った時に 相談できる者の割合	妊婦・出産・育児で困った時に 相談できる者の割合	4	非妊娠時の肥満(BMI25以上)の 割合		
13	包括的な性教育についての知識の普及・啓発 ・男女ともに将来の妊娠に向けた健康づくりについての情報提供 ・健康的な食生活についての情報提供 ・家族計画についての情報提供 ・妊婦健診有見者への保健指導・栄養指導等・支援体制の整備	妊婦・出産・育児で困った時に 相談できる者の割合	妊婦・出産・育児で困った時に 相談できる者の割合	4	非妊娠時の肥満(BMI25以上)の 割合		
14	産後の母子へ産後ケアの実施	妊婦・出産・育児で困った時に 相談できる者の割合	妊婦・出産・育児で困った時に 相談できる者の割合	4	非妊娠時の肥満(BMI25以上)の 割合		
15	包括的な性教育についての知識の普及・啓発 ・男女ともに将来の妊娠に向けた健康づくりについての情報提供 ・健康的な食生活についての情報提供 ・家族計画についての情報提供 ・妊婦健診有見者への保健指導・栄養指導等・支援体制の整備	妊婦・出産・育児で困った時に 相談できる者の割合	妊婦・出産・育児で困った時に 相談できる者の割合	4	非妊娠時の肥満(BMI25以上)の 割合		

豊見城市の取組	
1	乳幼児健診の受診勧奨 乳幼児健診時に栄養指導、保健指導を全数に実施 ・生活リズムを整えるための情報提供 ・受診履歴の影響と発育・発達に関する影響 ・フレンドリーな保育士の長所が子どもへの発育・発達に与える影響の提供 ・遊びの場として子育て支援センターの周知・子育て情報パンフレットの配布
3	発達支援について、乳幼児健診での把握・早期の支援につなげる
4	健診未受診者の発達・発育について把握し、必要な支援につなげる
5	乳児の保護者へ離乳教室を通じた見の視察正し生活、リズム、食生活の発達について情報提供
6	乳幼児健診後精密の受診勧奨
7	乳幼児健診後精密のフォロー体制がある(精密検査受診後の見について、その後の治療の状況を確認している)
8	乳幼児健診時に、歯科健診、歯科保健指導、フッ素塗布を全数に実施
9	2歳児歯科健診、フッ素塗布を実施

市民の取組	
1	望ましい生活習慣・食生活を身につける 1歳6か月児の夜10時以降に就寝する者の割合 3歳児の夜10時以降に就寝する者の割合 朝食を毎日食べている子どもの割合 テレビ・ビデオ・タブレット等の視聴が2時間を超える児の割合(1歳6か月児) テレビ・ビデオ・タブレット等の視聴が2時間を超える児の割合(3歳児) 3歳児の母親・父親の喫煙率 かかりつけ医をもっていること割合 乳幼児健診受診率 乳幼児健診の精密検査受診率
2	健診の受診ができています
3	歯科受診と口腔内のケアができています かかりつけ歯科医をもっていること割合 保護者が毎日子どもの仕上げ磨きをしている割合 2歳児歯科健診の受診率 3歳児でフッ化珪素塗布の経験があるもの割合
4	感染症予防ができています MR予防接種率

心身の状態	
1	子どもの健康状態が改善できている 1歳6か月児の貧血の割合 子どもの健康状態が改善できていること割合(3歳児) 子どもの肥満の割合(3歳児) +15%以上

すべての子どもが望ましい生活習慣を身につけて健やかに育つ	
2	3歳児で4本以上の歯のある歯を有する者の割合 肥満傾向にある小児の割合

2	口腔内の健康状態が改善できている 3歳児でむし歯のある者の割合
---	------------------------------------

3	感染症による病気を予防できている
---	------------------

市民の取組	
1	産後、必要な支援を受けるところができています 妊娠・出産・育児で困ったときに相談できる窓口を知っている 育てにくさを感じた時に対処できる 父親が育児参加できている
2	産後、必要な支援を受けるところができています 妊娠・出産・育児で困ったときに相談できる窓口を知っている 育てにくさを感じた時に対処できる 父親が育児参加できている
3	産後、必要な支援を受けるところができています 妊娠・出産・育児で困ったときに相談できる窓口を知っている 育てにくさを感じた時に対処できる 父親が育児参加できている
4	産後、必要な支援を受けるところができています 妊娠・出産・育児で困ったときに相談できる窓口を知っている 育てにくさを感じた時に対処できる 父親が育児参加できている

心身の状態	
1	心身ともにゆとりがある子育てができています (母親)産後1ヶ月健診での産後うつ病のハイリスク者(EPDS9点以上)の割合 産後メンタル不調がある父親の割合 「相談できる人がいる」者の割合 「子育てのサポートをしてくれる人がいる」者の割合 3歳児の保護者の子育てに不安がある者の割合 ゆったりとした気分でお子さんと過ごせる時間がある母親の割合 乳幼児期に体罰や罵詈雑言、ネグレクト等によらない子育てをしている親の割合

安全安心な子育てができる	
3	出生0日時の産後死亡率 児童虐待による死亡数 この地域で子育てしたいと思う親の割合

豊見城市の取組	
1	(再掲)妊婦届出時に面談を行い、妊娠の身体的・精神的・社会的状況について把握し、必要な支援を実施
2	(再掲)妊娠中に産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている
3	妊婦健診の未受診者を把握し、支援する体制がある
4	(再掲)支援が必要な里帰り出産の方について、里帰り先の市町村及び医療機関と情報共有・連携する
5	(再掲)妊娠・出産・育児で支援が必要な方の関連機関(精神科医療機関)との連携
6	(再掲)流産・死産をされた方の情報を把握する体制整備
7	(再掲)妊婦と家族、乳幼児の保護者へ妊娠・出産・育児で困ったときの相談窓口(子ども家庭センター等)の周知
8	(再掲)出生届出時、赤ちゃん訪問時、乳幼児健診時に、産婦・乳幼児・家族の身体的・精神的・社会的状況について把握し、必要な支援を実施
9	(再掲)産婦健診の受診勧奨
10	(再掲)産後の母子へ産後ケアの実施
11	(再掲)乳幼児健診の未受診者を把握し、支援する体制がある
12	地域子育て支援拠点事業の実施
13	身近な相談窓口としての子育て支援センター等の周知・子育て情報パンフレットの配布
14	父親の育児参加に関する情報提供
15	母子保健推進員の養成・育成